

指定就労継続支援A型事業所

重要事項説明書

株式会社 ノーマライゼーション

トラストソリューション

指定就労継続支援A型事業所

この重要事項説明書は、トラストソリューション(以下「事業者」という。)での利用にあたり、社会福祉法第76条及び第77条並びに「八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び関する運営に基準等を定める条例(平成28年八戸市条例第65号)」に基づき、サービスの内容や料金などについて説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 ノーマライゼーション
所 在 地	青森県八戸市廿三日町39番地 東奥朝日ワークステーション4階
電 話 番 号	0178-20-8818
代 表 者 氏 名	代表取締役 福 島 良 昌
設 立 年 月	令和4年5月

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援A型事業所 令和4年8月1日青森県指定
事業所の名称 (事業所番号)	トラストソリューション (0120302022)
事業所の所在地	青森県八戸市廿三日町39番地 東奥朝日ワークステーション4階
連 絡 先	電話番号 0178-20-8818 ファックス 0178-20-8817
管 理 者	福 島 良 昌
サービス管理責任者	福 島 良 昌
サービス実施地域	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービス提供が困難な場合は適当な他の指定障害福祉サービス事業所等の紹介その他必要な措置を速やかに講ずる。
主たる対象者	障害の種類は特定しない
定 員	20 名
開設年月日	令和4年8月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力の向上のために必要な訓練を行う等、自立へ向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめ細かな指定就労継続支援A型のサービスを提供します。

4. サービスに係わる施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	4階建 (鉄骨構造)
	敷地面積	668.32㎡(1F)
	延べ床面積	94.15㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備考
訓練・作業室	1ヶ所	
相談室(多目的室兼用)	1ヶ所	未使用時は、休憩室とする。
洗面設備	1ヶ所	
便 所	2ヶ所	

当事業所では、八戸市の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1人		1人			
サービス管理責任者	1人		1人			
職業指導員	5人	5人				
生活支援員	2人	2人				

当事業所では、八戸市の定める指定基準を遵守し、指定就労継続支援A型を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	常勤職員の通常の勤務時間帯(9:00 ～ 17:00)で勤務。
サービス管理責任者	常勤職員の通常の勤務時間帯(9:00 ～ 17:00)で勤務。
職業指導員	常勤職員の通常の勤務時間帯(9:00 ～ 17:00)で勤務。
生活支援員	常勤職員の通常の勤務時間帯(9:00 ～ 17:00)で勤務。

(3) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～土曜日(土曜休業の場合あり)

※冬季休暇(12月29日～1月3日)は、状況に応じて変更の場合あり。

営業時間：9:00～17:00

6. サービス提供・内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。 また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 各種パソコン業務 ② 屋外での清掃および農業関連の軽作業 ③ その他受注可能な生産活動 ＜賃金の支払い＞ 勤務時間に応じ時給計算で、給与を支払い致します。 月末締めとし翌月20日に銀行口座へ振込みます。(土日祝の場合は前日)
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・活動支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力 医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。その際、主治医または 関係機関・ご家族の方々からあなたの情報を 求める場合があります。更に医療機関への受診が必要な場合は原則として身元引受人等により付き添い等の対応をしていただきます。緊急時には必要に応じて主治医、あるいは協力 医療機関に責任を持って引き継ぎを致します。
送迎サービス	基本的には自主通勤出来ることが条件ですが、送迎サービスを希望する場合はご相談ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの内容及び費用

サービスの種類	サービスの内容及び費用	金額
生産活動等	生産活動を行う上で必要となる支援を行います。また、それにかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をお支払いいただきます。	実費
就労に向けての支援	就労や実習に向けての支援を行います。また、それにかかる費用で負担して頂くことが適当であるものに係る費用をお支払いいただきます。(交通費等諸経費が発生した場合)	実費
日常生活上必要となる支援	利用者の日常生活品の購入等や日常生活に必要な支援を行います。また、それにかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をお支払いいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食事代(希望者にはお弁当を手配します) ・サービス提供記録の複写代 ・その他 	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が利用者及びご家族などと面接を行い、現在の状況や希望等を伺いながら「個別支援計画」を作成し、その内容について説明を行ったうえで、利用者から同意をいただき決定をします。「個別支援計画」は、おおむね6ヶ月に一回の見直しをいたします。また、変更の必要があると認められる場合は、利用者及びご家族と協議を行い変更することとします。さらに利用者及びご家族などからの要望があった場合は随時検討いたします。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の支給を市町村から直接受ける(法定代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といえます。)

尚、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービスの内容及び費用」の各サービスを受けた場合は、それに要した費用をお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の給料日に給料天引きとします。
尚、以下の支払いを希望する場合はお申し出ください。

①事業所窓口での現金払い。

②金融機関の下記口座への振込み

a 銀行名：青い森信用金庫 廿三日町支店 (普)No. 0636359
口座名義 (株)ノーマライゼーション

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00 ~ 17:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ 医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先① (身元引き受け人)	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先② (身元引受人)	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者： 福島 良昌（管理者） ・窓口担当者： 田村 茉有子（支援員） ・ご利用時間： 9:00 ～ 17:00 ・電話番号： 0178-20-8818 ・F A X： 0178-20-8817
苦情解決責任者	<p>福島 良昌（管理者）</p> <p>※ご利用時間、連絡先電話番号等同上</p>
八戸市健康福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地： 八戸市内丸1丁目1-1 ・電話番号： 0178-43-9343（直通） ・F A X： 0178-22-4810

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者： 福島 良昌（管理者） ・ご利用時間： 9:00 ～ 17:00 ・電話番号： 0178-20-8818 ・F A X： 0178-20-8817
青森県運営適正化委 員会(福祉サービス相 談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地： 〒030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30 ・電話番号： 017-731-3039 ・F A X： 017-731-3098

11. 協力医療機関名

医療機関の名称	医療法人 メディカルフロンティア		
医院長名	理事長 高田 将司		
所在地	青森県八戸市大字八幡字下樋田1番地4		
電話番号	0178-32-7333		
診療科	内科・耳鼻咽喉科	入院設備	無し

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	事業所敷地内は禁煙。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15. 事業評価・第三者評価について

事業所は、サービスの質の向上を目的として、定期的に自己評価を行うとともに、外部の専門機関による第三者評価(訪問評価を含む)を受審しています。評価結果が通知され次第、その内容を事業所内掲示および希望される利用者・ご家族へ公表し、運営の改善に活かします。

トラストソリューションによる、指定就労継続支援A型の提供及び
利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：トラストソリューション 指定就労継続支援A型事業所

説明者職名： 管理者 福島 良昌 ㊞

私は、本書面に基づいて貴事業者から、指定就労継続支援A型の提供及び利用開始に
ついて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所：

利用者氏名： ㊞

代理人住所：

代理人氏名： ㊞

続柄：

身元引受人氏名： ㊞

身元引受人住所：

身元引受人連絡先：

身元引受人続柄：